



2020年7月

居住者の皆様へ

## *Asahi Monthly Report*

新型コロナウィルスにより影響を受けていらっしゃる皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

依然、コロナ禍が続いておりますので、くれぐれもご留意ください。

さて、今号は、管理組合の収入のうち 2 大柱となります「管理費」と「修繕積立金」の違いについてご紹介します。



### ◆管理費とは

マンションの運営における様々な経費の財源となります。

＜主な経費＞共用部分の照明やエレベーター等設備の電気代、管理や清掃等の委託費、マンション全体の火災保険料、各種設備のメンテナンス費、緊急修繕費

### ◆修繕積立金とは

建物を健全な状態に維持するため長期的観点で計画している修繕の財源として積み立てています。

＜主な使途＞建物全般の改修工事、エレベーターや給水設備など各種設備の更新工事

上記のように、管理費と修繕積立金はマンションの運営にとり欠かせない財源であり、法律においても区分所有者が負担する義務を負う旨、規定されています。（区分所有法第19条）

「1階の住人はエレベーターを使わないから管理費を減額しては」というようなお問合せが稀にあるのですが、各区分所有者がご所有の各居室以外のマンション全体の維持管理は、全ての区分所有者が協同で行う、という大原則のもと、各居室の面積に応じた持分割合でご負担頂いています。

